

入札契約関係書類への押印の廃止について

工事等に係る入札契約・施工に関し、令和3年4月1日以降にご提出いただく書類について、押印を廃止します。（押印不要）

令和3年3月31日以前に契約した工事等に係る書類についても同様です。

ただし、入札書（紙入札の場合）及び契約書等については引き続き押印が必要です。

不明な点等につきましては、総務企画課又は技術業務課までお問合せください。